

10. 6種目公認審査員資格規程

2013年4月1日
規 第10号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）資格認定規程に関する6種目公認審査員資格に必要な事項を定める。

(主 旨)

第2条 日本のバトントワーリング競技を確立すべく、審査資格試験を実施、6種目公認審査員を認定し、有資格者による明確かつ公正な審査の実施と審査員の資質の向上、審査員の育成に寄与することを目的とする。

(種 目)

第3条 協会が認定する種目は、次の通りとする。

- (1) ソロトワール
- (2) トゥーバトン
- (3) スリーバトン
- (4) ペア
- (5) ソロストラット
- (6) ダンストワール

(受験資格及び検定料)

第4条 協会が行う6種目公認審査員資格の受験資格及び検定料は、次の通りとする。

- (1) 受験者及び受講者は、協会の個人会員とする。
- (2) 受験者は、協会が指定する6種目審査研修会において「別表2」に定める必須単位を修了し、受験及び受講に必要な諸手続きを行った者とする。
- (3) 受験者及び受講者は、受験年度内に満22歳に達する者とする。
- (4) 検定料は、「別表1」に定める通りとする。

(資格の認定)

第5条 資格の認定は、次の条件を満たし交付される認定証をもって、その資格を有する。

- (1) 「別表2」に定める必須単位を修了し、全ての試験科目に合格する。
- (2) 「別表1」に定める認定料を納入する。

(資格の範囲)

第6条 資格の範囲は、次の通りとする。

- (1) 6種目公認審査員資格を有する者が、協会及び支部・都道府県における6種目競技の審査員を務めることができる。
- (2) 全国共通規定演技の競技において審査員を務めることができる。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は、次の通りとする。

- (1) 資格は、6種目公認審査資格認定日又は以下の研修会を修了した日よりとし、翌年度から4年後の3月31日まで資格を有することができる。
- ①協会が指定した講師にて開催される審査員研修会
 - ②協会が指定した全日本バトントワーリング選手権大会及び全日本バトントワーリングジュニア選手権大会の審査を行うための審査員研修会
- (2) 審査員研修会講師及び全日本バトントワーリング選手権大会及び全日本バトントワーリングジュニア選手権大会の審査員長並びに副審査員長は、前号の研修会を修了したものとする。
- (3) 事情により第1号に該当しない場合は、その事由を理事長に期限内に申請（疾病の場合は診断書を添付）し、認められた場合は有効期間を延長することができる。

（資格の停止）

第8条 資格の停止については、次の通りとする。

- (1) 有効期間内に前条の研修会を修了しなかったときは、6種目公認審査員資格を停止する。
- (2) 資格停止している場合は、審査員を務めることができない。
- (3) 資格停止は、審査員研修会の修了をもって解除することができる。

（資格の喪失）

第9条 認定者が協会の会員でなくなったとき、6種目公認審査員資格を喪失する。

（規程の変更）

第10条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

（附 則）

この規程は、2013年4月1日に制定し同日から施行する。

この規程は、2014年2月24日に変更し同日から施行する。

この規程は、2021年4月30日に変更し同日から施行する。

この規程は、2026年6月7日に変更し同日から施行する。

第7条の定めにかかわらず、本規程に基づき認定又は更新された資格の有効期間は、本規程の廃止日である2030年3月31日を超えないものとする。

この規程は、2030年3月31日をもって廃止する。

検定料・認定料 別表 1

	種 類	金 額
1	検定料	1 0, 0 0 0 円
2	認定料	1 5, 0 0 0 円

受験者のための研修必要単位と試験科目 別表 2

必須単位		試験科目		合格基準
1	審査員の倫理観講義 ペナルティの解説 テクニク概論	筆記試験		7 0 点
2	ソロトワール講義	映 像 審 査	ソロトワール	7 0 点
3	トゥーボタン講義		トゥーボタン	7 0 点
4	スリーボタン講義		スリーボタン	7 0 点
5	ペア講義		ペア	7 0 点
6	ソロストラット講義		ソロストラット	7 0 点
7	ダンストワール講義		ダンストワール	7 0 点